

【韓国】ワークシェアリングの推進

海外立法情報課・白井 京

*「年 7%の成長による 300 万新規雇用の創出」をマニフェストに掲げた民間企業 CEO 出身の李明博大統領が就任して 1 年。米国に端を発する金融危機などの影響で経済環境は急速に悪化し、大幅なウォン安も加わって韓国経済は低迷の一途を辿っている。李明博政権は、「雇用の維持」を目標に掲げ、韓国版ワークシェアリングの導入に舵を切った。

非常経済対策会議での提言

李明博大統領は、2009 年 1 月に急きょ発足させた非常経済対策会議において、「苦痛を分けあうという次元から、賃金を安定させて実質的に雇用を増やすワークシェアリングについての具体的な対案を求めるべき」と述べた。これを受けて企画財政部は「経営悪化で人を減らすべきときに、仕事を分け合い、苦痛を分担する企業にはインセンティブを付与し財政面での支援を行う計画」と発表し、

2008 年 12 月の時点では、新聞紙上で「『親企業』脱規制政策に熱中している李明博政権にワークシェアリング政策の推進を期待するのはそう容易いことではない（注 1）」と指摘されていたにもかかわらず、翌月には急転してワークシェアリングの導入が決定したことになる。その背景には、急激な景気悪化に伴う失業者の急増で社会不安が増大するのではないかという政府の懸念がある。実際に、失業率は 2008 年 10 月の 3.0%から 2009 年 3 月には 4.0%と急速に悪化している（注 2）。統計に含まれていない就職放棄者などを加算すれば、15 歳以上の人口の 10%に迫るともいわれる。

ワークシェアリングに関する労使の合意

李明博政権のワークシェアリング推進方針を受けて、これまで対立が多かった労使も歩み寄る姿勢を見せた。2009 年 2 月 23 日、政労使に市民団体の代表を加えて経済対策を議論してきた「労使民政・非常経済対策会議」は、賃金抑制による雇用創出に合意したと発表した。

この合意において、労働者側は○危機を克服する過程でのデモの自制 ○賃金凍結、返納又は削減の実践 ○企業人事や経営への不合理な参加要求の自制等を、そして、使用者側は○経営上の理由による解雇の自制及び雇用水準の維持 ○不当労働行為の根絶 ○下請け及び協力業者の雇用安定を積極的に推進することなどを発表した。さらに労使は、労働時間の短縮、賃金ピーク制度の導入、労働者の再配置及び在宅勤務などの多様な方法を通じてワークシェアリングを積極的に進めることに合意した。実際に、韓国を代表する財閥系企業などが役員報酬の一部返納や初任給の引下げなどを原資とするワークシェアリングの計画を明らかにしている。

この労使の合意に対して政府は、ワークシェアリングを推進する中小企業に対し、

税制上の支援を行うこととした。

租税特例制限法の一部改正

2009年2月末に国会での論議の俎上に載せられた「租税特例制限法一部改正法律案」は、一部条項について若干の修正を経た上で、同年3月2日に本会議において可決、3月25日に公布された。ここでは、ワークシェアリングを行った企業の所得について、賃金減少分の半分について非課税扱いにするという条項を以下の通り定めた。

第4節の2 正規職労働者への転換による租税特例を「雇用支援のための租税特例」に改正し、第30条の3（雇用維持企業に対する課税特例）を新設する。

第30条の3（雇用維持企業に対する課税特例）

①「中小企業基本法」第2条による中小企業者が、以下の各号の要件を全て満たす場合は、第2項の算式により計算した金額を2010年12月31日が属する課税年度まで各事業年度の所得又は総合所得金額から控除することができる。

- 1 該当課税年度の売上額が直前課税年度の売上額に比して一定比率以上減少する等大統領令に定める経営上の困難がある場合
- 2 該当課税年度の常時労働者数が直前の課税年度の常時労働者数と比較して大統領令に定める一定比率以上減少していない場合
- 3 該当課税年度の大統領令に定めるところにより計算した常時労働者1名あたりの年間賃金総額が直前の課税年度に比べて減少した場合

②第1項により所得控除する金額は、以下の算式により計算する。

（直前課税年度の常時労働者1名あたりの年間賃金総額 － 該当課税年度の常時労働者1名あたりの年間賃金総額）× 該当課税年度の常時労働者数 × 100分の50

③第1項及び第2項を適用するとき、常時労働者の範囲及びその他必要な事項は、大統領令で定める。

ワークシェアリング対策の評価

代表的な韓国紙『東亜日報』の世論調査（2009年4月1日付）によれば、19歳以上の国民のうち76.3%がワークシェアリングに賛成しており、35.4%がそのために賃金を10～20%削減されても受け入れると回答している。しかしこれにより新規雇用が増加するとしても、雇用形態は期間限定で不安定な「インターン」が多いことや、労働者の賃金削減による内需不振を懸念する声も上がっている。

注（インターネット情報はすべて2009年4月16日現在である。）

(1) 이병훈 (イ・ビョンフン) 「신입대란 막기 위한 전문가 제안- 대기업 노조가 일자리 나누기 나서자」(新卒の就職困難を防ぐための専門家提案—大企業の労組がワークシェアリングに乗り出そう)『ハンギョレ』2008.12.15.

(2) 国家統計ポータル<<http://www.kosis.kr/>>の「經濟活動人口調査」による。